

議案第 2 号

桐生市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

桐生市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例(平成 20 年桐生市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例

第 1 条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号。以下「法」という。)第 14 条第 3 項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号。以下「法」という。)第 13 条第 4 項」に、「企業立地に関する計画」を「地域経済牽引事業に関する計画」に、「第 15 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に、「承認企業立地計画」を「承認地域経済牽引事業計画」に、「第 5 条第 5 項」を「第 4 条第 6 項」に、「第 6 条第 1 項又は第 2 項」を「第 5 条第 1 項又は第 2 項」に、「集積区域(以下「同意集積区域」という。))」を「促進区域(以下「促進区域」という。))」に、「その業種に属する事業に係る企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき業種として指定する業種(以下「指定集積業種」という。))」を「その地域経済牽引事業」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令(平成 19 年 8 月 16 日総務省令第 94 号。以下「総務省令」という。)第 3 条」を「法第 25 条の地方公共団体等を定める省令(平成 19 年総務省令第 94 号)第 2 条」に、「同意集積区域内」を「促進区域内」に改め、「(指定集積業種であつて総務省令第 4 条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。))」を削る。

第 2 条中「5 年以内」を「5 年内」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度以後の固定資産税について適用する。

(経過措置)

第 2 条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 47 号)附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に関する改正前の桐生市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 2 号 桐生市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。